

令和3年度
田野畑村教育行政方針演述

令和3年3月田野畑村議会定例会

令和3年3月5日
田野畑村教育委員会

令和3年度田野畑村教育行政方針

令和3年度田野畑村議会3月定例会の開会にあたり、令和3年度の教育行政方針について申し上げます。

はじめに、昨年より急速に感染拡大している新型コロナウイルス感染症は、現在も子どもたちの学びに大きな影響を与えています。今後とも新しい生活様式を踏まえながら、感染予防対策に取り組み、児童生徒の健康・安全を第一に学びの保障等に取り組んで参ります。

ご理解ご協力をお願いいたします。

さて、令和3年度田野畑村教育施策を定めるにあたり、平成30年11月20日の田野畑村総合教育会議において策定しました「田野畑村教育大綱」に基づき、「ふるさとに愛着を抱き、人間性豊かな人材を育てる村」を教育の目指すべき将来像として、次の4点の教育の基本目標の推進に努めて参ります。

基本目標1は、「進んで学び、心豊かでたくましい子どもを育成する教育」

基本目標2は、「心身共に健全で心豊かな青少年の育成」

基本目標3は、「生涯学習推進計画を推進し、多様な人材の育成」

基本目標4は、「貴重な文化財や郷土芸能の保存・継承の推進」
であります。

そこで、国・岩手県教育委員会の施策を参酌しつつ、田野畑村教育委員会の重要施策について申し上げます。

はじめに、教育大綱の基本目標1の「学校教育の充実」について申し述べます。

子ども一人ひとりの個性の伸長と、学びの場を保障するために、お互いに認め合い、支え合う学校風土と、「主体的・対話的で深い学び」を行う教育環境の実現を目指します。

まず、「子どもたちに生きる力を育むこと」についてです。

子どもたちが、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を総合的に兼ね備え、変容する社会に適応し、社会を創造するための「生きる力」を育む教育を進めて参ります。

次に、「新しい時代の学校経営の展開」についてです。

これからの時代を担う子どもたちの成長を村挙げて支えるための教育環境を構築するため、田野畑村教育振興運動、そして現在も活動を展開している地域学校協働活動、そして学校・家庭・地域が目指すべき目標やビジョンを共有し、より一層の連携・協働する「コミュニティ・スクール」を導入し、田野畑村ならではの教育環境づくりを目指します。

そして、「学校教育を支える学びの基盤づくり」についてです。

小中学校の学びの充実を期して、小中学校に高速かつ大容量の通信ネットワークの整備を図るとともに、先端技術の活用を推進するため、学校ICT利活用のための基盤整備を進めます。

「学校教育」の指導の重点の中から主なものについて述べます。

1つ目は、「小中連携教育の視点に立った教育活動」についてです。

本村の小中学校それぞれ1校の利点を生かし、小中学校9年間を見通した小中連携教育に継続して取り組んで参ります。田野畑村の「自然・人・文化」のよさを、豊かな体験活動を通して学ぶ『田野畑学』を研究・実践し、ふるさと田野畑村に愛着と誇りをもち、日々変容を続ける予測困難な社会の中でも、志を高くもち、それぞれの人間形成・自己実現に向けて立ち向かうことのできる子どもたちを培って参ります。

2つ目は、「確かな学力を保障し、生き抜く力を育む教育活動」についてです

確かな学力の育成については、生きる力の基盤となる知識・理解の確実な定着を図るとともに、学んだことを活用して課題を解決する力を育み、学びに向かう力・人間性等を総合的に育むために、「主体的で・対話的で深い学び」の実現のため、村標準学力検査を小中学校全学年で実施・分析等を通して、授業改善に取り組んで参ります。

また、小中学校に整備していくICT教育環境を活用し、児童生徒が意欲的に学習に取り組めるよう授業改善に努めるとともに、教職員の授業力向上、学校事務の効率化を図り、教職員の働き方改革の目的でもある教職員の資質向上にも努めて参ります。

昨年度から小学校5・6年生で本格実施されている教科化された外国語教育では、引き続き外国語指導助手・推進員を配置し指導者への支援・指導の充実を図ります。また、中学生の海外派遣研修の実施を検討し、国際性、積極性を高め、異文化理解を深めます。

3つ目は、「豊かな人間性や社会性を育む教育活動」についてです。

豊かな人間性の育成については、自他の命を大切にし、他者の人権を尊重する教育を推進するとともに、「特別の教科 道徳」を中核とした道徳性の育成や、小中連携教育の研究・実践による「田野畑学」での体験・奉仕活動、また読書活動の充実により心の涵養に取り組んで参ります。

不登校やいじめをなくすため、児童生徒一人ひとりがお互いを尊重し合う学校風土づくりと、「学校いじめ防止基本方針」に基づく未然防止と、いじめ事案への適切な対応に努めて参ります。不登校対策では、児童生徒に寄り添った支援の充実引き続き努めて参ります。

4つ目は、「健やかな体を育む教育活動」についてです。

健やかな体を育む教育については、運動やスポーツに親しむ習慣や能力を身に付けるように、小中学校の教科体育や業間運動の充実、部活動指導員の配置やスポーツ少年団活動と連携を図り推進して参ります。

また、学校給食での食に関する正しい理解と安全安心な食を選択できる力を養うとともに、家庭と連携した食習慣や食事マナーの向上を図って参ります。

5つ目は、「多様な支援の充実を図る教育活動」についてです。

多様な支援の充実を図る特別支援教育については、個別の支援に注力するとともに、児童生徒の自立や社会参加に必要な力を育むため、特別支援教育支援員を配置します。

教育の機会均等のために、就学援助や奨学金の貸与たいよを行います。

児童生徒が安全安心で快適に学べるよう学校施設の適正な管理に努めて参ります。

次に、教育大綱の基本目標2・3・4の「青少年の健全育成、生涯学習、スポーツ活動、芸術・文化」について申し述べます。

人と人、人と地域がつながる機会を充実し、様々な学習活動、スポーツ活動、歴史・文化資源にふれることで、心豊かに生きがいをもって暮らすことのできる社会の実現を目指します。以下主な活動の重点について述べます。

1つ目は、「個々の学習や活動意欲を盛り立て支援する活動の展開」についてです。

各種社会教育事業、生涯教育の事業を村民のニーズに応じて、計画的な取り組みを行い、発表や交流機会となる村民文化展の開催や、郷土芸能発表会の開催を支援します。

全県共通課題と推進区毎の課題に基づいた教育振興運動の活発化を図るため、推進区ごとの体制の整備と相互の交流を深めるとともに、地域学校協働活動やコミュニティ・スクールとの連携・協働を進め、その取り組みの発表の場や村民の研修の場として「田野畑村教育のつどい」を開催します。

地域や家庭の教育力の充実・向上のため、発達段階に応じた家庭教育学級を開催し、子どもたちの基本的な生活習慣の確立を目指します。

また、友好都市である深谷市や藤崎町との小学校交流事業の実施を検討し、児童の交流を深めます。

2つ目は、「スポーツ活動への関心を高め、健康寿命をのばす活動」についてです。

推進体制の充実のため、村体育協会、スポーツ推進委員、各種団体と連携を図り、スポーツ教室・大会を企画し、村民のスポーツ活動を推進し、村民の健康と生きがいづくりに積極的に取り組みます。

体育施設の適正な維持・管理に努め、利用者の利便性の向上に努めます。

3つ目は、「貴重な文化財や郷土芸能の保存・継承の活動」についてです。

村民文化展や青少年劇場を開催し、村民や児童生徒の芸術文化活動の振興を図ります。

芸術文化活動の振興のため、村芸術文化協会や郷土芸能伝承団体及び各種サークルの支援を行います。

指定文化財をはじめ、貴重な文化財を後世に伝えていくため、適正な保存と学習への活用に努めます。

以上、令和3年度の教育行政方針の一端について申し上げました。

田野畑村の「未来」に向けた「人づくり」の使命を自覚し、教育行政の推進に子どもたちはもとより村民挙げてより一層「教育」に取り組めるよう、田野畑村の教育行政の推進に鋭意努めて参ります。議員の皆様をはじめ、村民の皆様のご理解とさらなるご協力を賜りますよう心からお願い申し上げ、教育行政方針演述といたします。